

社会福祉法人 城北児童福祉会 一般事業主行動計画

目 的： 職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい
雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和 2年 7月 1日から

令和 7年 6月30日までの5年間

内 容： 全職員が年次有給休暇を年間で6日以上取得してもらうように、
雇用環境の整備を行う。

対 策： 善治有給休暇を積極的に取得しない職員に対しては、園で時期を
指定し年次有給休暇を取得するように促す。